

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に  
関する具体的方策について(提言)

令和3年 月

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

## はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

このような状況において、学校施設の整備に当たっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。また、市内の学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

日進市立小中学校適正規模等検討委員会は、日進市教育委員会からの諮問を受け、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針（令和2年1月改訂）」に基づき、市内小中学校のうち、適正化の必要性の有無や、適正化の手法等について、様々な視点から意見交換を行い、慎重に審議してまいりました。

このたび、市内小中学校の適正化についての意見集約ができましたので、ここに提言をいたします。

この提言を踏まえ、日進市教育委員会においては、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみならず、理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みが推進されることを切に願います。

令和3年 月 日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

委員長 吉崎 一人

# 日進市立小中学校適正規模等検討委員会における提言内容

日進市教育委員会からの諮問に基づき、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策」について、次のとおり提言します。

## 1. 日進市立小中学校の適正化の必要性の有無とその手法について

児童生徒数の推計に基づき、適正規模及び適正配置について検討した結果、西小学校及び北小学校・日進中学校について、学区変更による適正化が必要である。

### (1) 西小学校区の学区変更について

香久山西部土地区画整理事業による児童数の増加に伴い、西小学校の教室数の不足が懸念されるため、区画整理地を中心とした地区及び当該地区に隣接した地区の学区を香久山小学校区へ変更することが適切である。

### (2) 北小学校区・日進中学校区の学区変更について

児童生徒数の増加に伴い、北小学校・日進中学校の教室数の不足が懸念されるため、一部の地区の学区を、隣接する竹の山小学校区・日進北中学校区、香久山小学校区・日進西中学校区へそれぞれ変更することが適切である。

## 2. 35人学級への対応について

令和3年2月2日、公立学校の義務標準法改正法案が閣議決定され、小学校の学級編成を40人から35人に引き下げる方針となったことに伴い、35人学級の観点を踏まえた適正規模及び適正配置に関する具体的方策について、早急に検討する必要がある。

## 目次

I	日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について.....	2
	(1) 検討内容 .....	2
	(2) 検討委員会設置期間中に追加となった懸念事項 .....	3
II	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策.....	4
III	学校別の検討結果.....	5
	(1) 小学校.....	5
	(2) 中学校.....	9
IV	学区変更について.....	11
	(1) 西小学校区.....	11
	(2) 北小学校区・日進中学校区 .....	14
V	意見.....	17
	日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿.....	19
	日進市立小中学校適正規模等検討委員会開催状況 .....	20

## ◆資料

- ・日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和2年1月改訂）
- ・西小学校区に係る日進市学区検討部会調査結果報告書（令和2年度）
- ・北小学校区・日進中学校に係る日進市額検討部会調査結果報告書（令和2年度）

## Ⅰ 日進市立小中学校適正規模等検討委員会の検討過程について

日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下、「検討委員会」と言う。）では、小中学校の適正規模及び適正配置について、令和2年1月に改訂された「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、市内小中学校のうち、適正化の対象となる学校があるかどうかについて検討した。

### （１）検討内容

ア 令和2年3月に実施された人口推計(※1)に基づき、令和12年までの児童生徒数の推移を予測し、令和2年8月に開催した第3回及び第4回検討委員会において、適正化を要する学校があるかどうか、また、適正化の必要がある場合には、どのような手法をとるかについて検討した。その結果、喫緊に適正化の必要がある学校を西小学校及び北小学校・日進中学校と判断し、その手法を学区見直しによるものとして、その具体的な内容について検討するため、関係者から構成された日進市学区検討部会（以下、「検討部会」と言う。）において、様々な視点から調査し、意見を集約した。

※1 本委員会の検討資料として使用した人口推計は、企画政策課において「日進市第6次総合計画」策定のために作成した人口推計を基礎数値として採用し、基礎数値に各学区の通学率を加味した数値を児童生徒数として定義している。

イ 令和2年9月から令和3年2月にかけて、検討部会において、適正化の対象となった学校の学区見直しの具体的手法について検討した。学区変更対象地区を定める基本的な考え方としては、当該学区に隣接した学校の教室数に余裕があるかどうかや通学路の安全性、地域コミュニティ等の様々な視点を考慮することとした。

(2) 検討委員会設置期間中に追加となった懸念事項

令和3年2月2日、公立学校の義務標準法改正法案が閣議決定され、小学校の学級編成を40人から35人に引き下げる方針となった。35人学級を踏まえた視点で、適正化の対象となる学校があるかどうかについて検討する必要性が出てきた。

## II 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策

検討委員会において、児童生徒数の推計に基づき、市内全ての小中学校について適正規模及び適正配置について検討した結果、児童生徒数の増加による教室数不足の懸念から、西小学校及び北小学校・日進中学校について、喫緊に適正化が必要であると判断した。

西小学校については、児童数の増加は香久山西部土地区画整理事業による影響であることや、当該学区に隣接した香久山小学校の教室数には余裕があることから、分離新設校の建設や、校舎の増築により対応するのではなく、区画整理地を中心とした地区の学区変更により適正化を進めるべきである。なお、35人学級とする国の方針から、当該地区の学区変更のみでは、教室数の不足が懸念される状況から、当該地区に隣接する一部地域を追加して、学区変更を行う必要があると考えられる。ただし、追加となる地区については、議論が十分ではないことから、関係者及び地域コミュニティに早期に周知し、理解を得ていく必要がある。

北小学校・日進中学校については、人口の増加が続いているものの、今後、北小学校の学区内には大規模な宅地開発の計画が無いことや、少子化が進むとされる社会動向、また当該学区に隣接した竹の山小学校・日進北中学校、香久山小学校・日進西中学校の教室数には余裕があることから、分離新設校の建設や、校舎の増築により対応するのではなく、学区の変更による適正化を進めるべきである。ただし、香久山小学校・日進西中学校への学区変更対象の地区は、地域コミュニティのつながりについて十分配慮し、関係児童生徒、保護者及び地域コミュニティへの丁寧な説明が必要である。

学区の変更については、関係者への十分な周知や学区変更手続き等の準備期間を考慮し、令和5年度からの実施が望ましいこと、学区変更後に通学区域が変更となる児童生徒については、いずれの学校に通学するのかについて、選択ができるようにするなど、弾力的な対応を行うことについても、今後考慮していくことを要望する。

先にも述べたが、35人学級の方針が閣議決定されたことに伴い、35人学級の観点を踏まえ、適正規模及び適正配置に関して、改めて検討する必要があることを申し添える。

### Ⅲ 学校別の検討結果

学校別の適正配置に関する判断は、表1、2により行った。表1、2では、小中学校区別の児童生徒数と学校規模の推移を示しているが、35人学級の方針は考慮されていない点に留意されたい。

#### (1) 小学校

##### ①西小学校

現在は「適正規模」であるが、香久山西部土地区画整理事業により、児童数の増加による大規模化が見込まれること、さらに教室数も余裕がないことから、適正化の必要がある。当該学区に隣接した香久山小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があることから、学区の見直しによる適正化が適切と判断した。対象地区については、学区検討部会において、関係者から意見を集約し、様々な観点から慎重な調査を重ねた結果を踏まえて決定した。

詳細は、「Ⅳ 学区変更について」に後述する。

##### ②東小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあるため、すぐに適正化の必要はないが、教室数の余裕が少ないことから、今後の動向を注視する必要がある。

##### ③北小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあるが、児童数は緩やかに増加していく見込みのため、教室数に余裕がないことや、進学先である日進中学校の教室数が不足する状況から、適正化の必要がある。当該学区に隣接した、竹の山小学校と香久山小学校は適正化の必要はなく、教室数にも余裕があること、竹の山小学校区と香久山小学校区に隣接する地域の方々から、学区変更の要望を受けていることを踏まえて、学区の見直しによ

る適正化が適切と判断した。変更地区については、学区検討部会において、関係者から意見を聞き、様々な観点から慎重な調査を重ねた結果を踏まえて決定した。

詳細は、「IV 学区変更について」に後述する。

#### ④南小学校

現在及び推計において「大規模」であるが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はない。ただし、日進駅西土地地区画整理事業が始まることも見据えて、今後の動向を注視する必要がある。

#### ⑤相野山小学校

現在は「小規模」であるが、(仮称)日進北部土地地区画整理事業に伴い、児童数の増加が見込まれ、「適正規模」となることが想定される。教室数にも余裕があることから、適正化の必要はない。

#### ⑥香久山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はない。

#### ⑦梨の木小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はない。

#### ⑧赤池小学校

現在は「適正規模」であるが、赤池箕ノ手土地地区画整理事業に伴い、児童数の増加が見込まれ、「大規模」となることが想定される。教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はないが、今後の動向を注視する必要がある。

⑨竹の山小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はない。

表1 小学校区別の児童数と学級規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西小	児童数	794	825	840	830	811	807	806	786	782	780	794
	学校規模	24	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24
	過不足教室	+2	+1	+1	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+2
東小	児童数	611	616	622	609	578	564	544	534	513	513	509
	学校規模	19	19	20	20	18	18	18	18	17	17	17
	過不足教室	+1	+1	0	0	+2	+2	+2	+2	+3	+3	+3
北小	児童数	810	806	800	798	805	811	830	838	839	849	852
	学校規模	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	過不足教室	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1
南小	児童数	973	964	989	995	972	960	947	923	910	888	897
	学校規模	28	29	30	30	29	29	29	28	27	26	26
	過不足教室	+3	+2	+1	+1	+2	+2	+2	+3	+4	+5	+5
相小	児童数	249	244	245	251	249	253	264	278	294	304	315
	学校規模	11	9	10	10	9	10	10	11	12	12	12
	過不足教室	+7	+9	+8	+8	+9	+8	+8	+7	+6	+6	+6
香小	児童数	706	676	674	665	661	637	616	598	561	539	513
	学校規模	23	21	19	20	21	20	19	19	18	18	18
	過不足教室	+11	+13	+15	+14	+13	+14	+15	+15	+16	+16	+16
梨小	児童数	665	702	707	703	678	653	627	592	573	564	565
	学校規模	20	21	21	22	19	19	19	18	18	18	18
	過不足教室	+6	+5	+5	+4	+7	+7	+7	+8	+8	+8	+8
赤小	児童数	801	840	866	867	891	900	878	891	876	869	846
	学校規模	23	26	26	26	26	26	26	25	25	25	26
	過不足教室	+5	+2	+2	+2	+2	+2	+2	+3	+3	+3	+2
竹小	児童数	514	489	488	465	456	452	455	450	451	451	445
	学校規模	17	15	16	15	14	14	15	15	15	15	14
	過不足教室	+11	+13	+12	+13	+14	+14	+13	+13	+13	+13	+14
合計	児童数	6,123	6,162	6,231	6,183	6,101	6,037	5,967	5,890	5,799	5,757	5,736
	学校規模	189	189	191	191	184	184	184	182	180	179	179

凡例

過小	6学級以下	小	7～11学級	適正	12～24学級
大	25～30学級	過大	31学級以上		

## (2) 中学校

### ①日進中学校

現在及び推計においても「大規模」であり、今後も生徒数の増加が見込まれることから、教室数の不足が懸念される。当該学区に隣接した日進北中学校と日進西中学校は教室数に余裕があること、また日進中学校区内の北小学校の教室数に余裕がない状況を踏まえて、北小学校の学区の見直しによる適正化が必要と判断した。学区変更にあたっては、学区検討部会において、関係者から意見を聞き、様々な観点から慎重な調査を重ねた結果を踏まえ、学区変更の対象地区とした。

詳細は、「IV 学区変更について」に後述する。

### ②日進西中学校

現在及び推計において「大規模」であるが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はない。ただし、赤池箕ノ手土地区画整理事業や香久山西部土地区画整理事業を見据えて、今後の動向を注視する必要がある。

### ③日進東中学校

現在及び推計において「大規模」であるが、教室数には余裕があることから、すぐに適正化する必要はない。ただし、(仮称)日進北部土地区画整理事業が始まることも見据えて、今後の動向を注視する必要がある。

### ④日進北中学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあり、教室数にも余裕があるため、適正化の必要はない。

表2 中学校区別の生徒数と学級規模の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
日進中	生徒数	754	797	796	793	827	839	830	846	850	861	832
	学校規模	21	23	23	22	23	23	22	23	24	25	24
	過不足教室	+2	0	0	+1	0	0	+1	0	△1	△2	△1
日進西中	生徒数	880	903	884	918	907	916	913	929	964	954	941
	学校規模	24	25	26	25	25	25	25	26	27	27	26
	過不足教室	+8	+7	+6	+7	+7	+7	+7	+6	+5	+5	+6
日進東中	生徒数	625	627	661	665	704	705	709	674	683	672	656
	学校規模	19	18	19	19	20	20	20	19	19	19	19
	過不足教室	+3	+4	+3	+3	+2	+2	+2	+3	+3	+3	+3
日進北中	生徒数	398	424	448	428	438	426	394	377	378	384	387
	学校規模	12	12	14	13	13	12	12	12	12	12	12
	過不足教室	+4	+4	+2	+3	+3	+4	+4	+4	+4	+4	+4
合計	生徒数	2,657	2,751	2,789	2,804	2,876	2,886	2,846	2,826	2,875	2,871	2,816
	学校規模	76	78	82	79	81	80	79	80	82	83	81

凡例

過小	6学級以下	小	7~11学級	適正	12~18学級
大	19~30学級	過大	31学級以上		

#### IV 学区変更について

検討委員会での検討の結果、西小学校及び北小学校・日進中学校については学区の見直しにより、適正化の必要があるとの結論から、検討部会において関係者から意見を集約し、学区の見直しを行った。その結果、具体的に学区変更を行う地区を次のとおりとする。

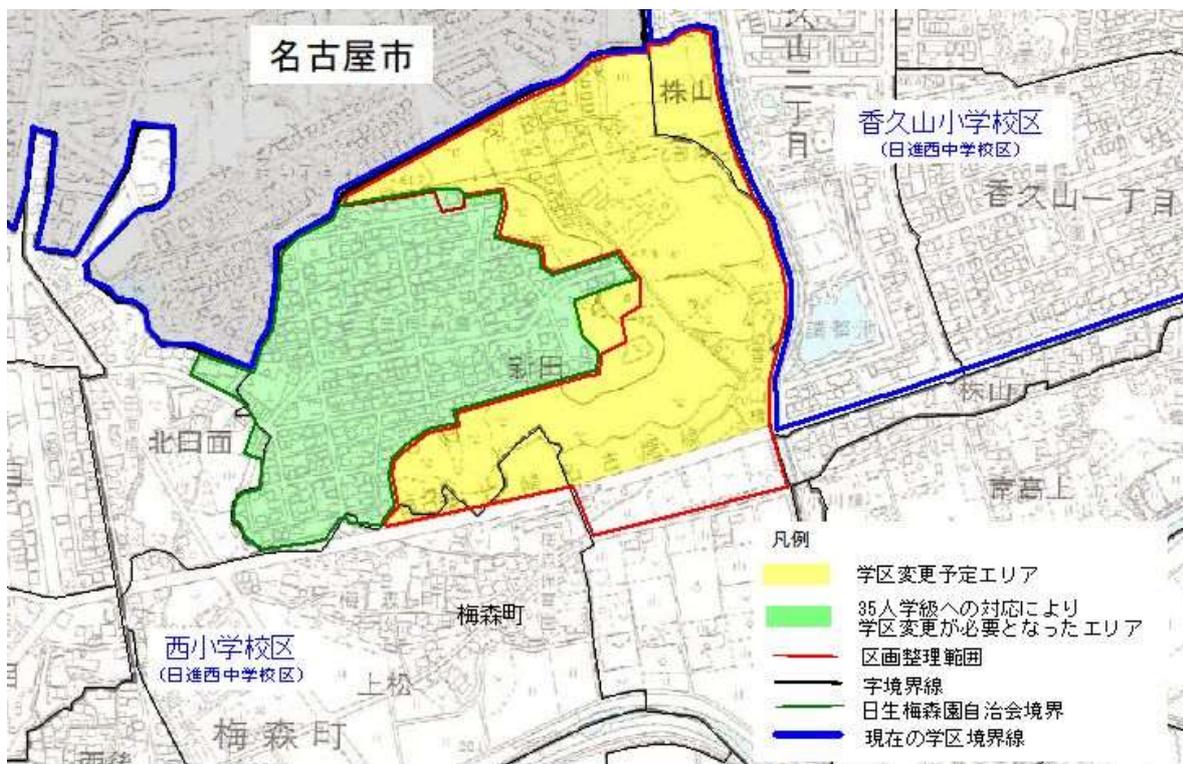
##### (1) 西小学校区

###### ① 学区変更対象地区

西小学校区から香久山小学校区に変更する地区を次のとおりとする。

なお、中学校区については、日進西中学校区からの変更はない。

- ア 香久山西部土地区画整理事業地（ただし、県道白山黒石線以南の地区は除く。）及び隣接する開発未定地
- イ 梅森町新田及び北田面の一部（日生梅森園自治会に含まれる地区）



## ② 学区見直しの方針

香久山西部土地区画整理事業により、西小学校の児童数が増加する見込みであること、また西小学校の教室数には余裕がなく、隣接する香久山小学校の教室数には余裕があることから、区画整理地を中心とした香久山小学校区に隣接した地区において学区を変更する。

なお、35人学級の方針を踏まえると、さらに教室数の不足が見込まれることから、当該地区の学区変更のみならず、当該地区に隣接する日生梅森園自治会に含まれる地区についても、学区の変更を行うことが適切である。

## ③ 学区変更の時期及び経過措置について

### ア 学区変更の時期

以下の理由により、令和5年度からとする。

- ・区画整理地へ人口が張り付く前に学区を変更する必要があること
- ・35人学級への対応として、令和5年度以降に西小学校の教室が不足する見込みであること
- ・関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であること

### イ 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

令和5年度に新5・6年生になる児童については、学区外就学申請により、卒業まで西小学校に通学することができる。新5・6年生の兄姉が西小学校に通う場合には、弟妹も兄姉と同じ期間、西小学校に通学することができる。(ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。)

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

④ 学区変更に当たっての留意事項

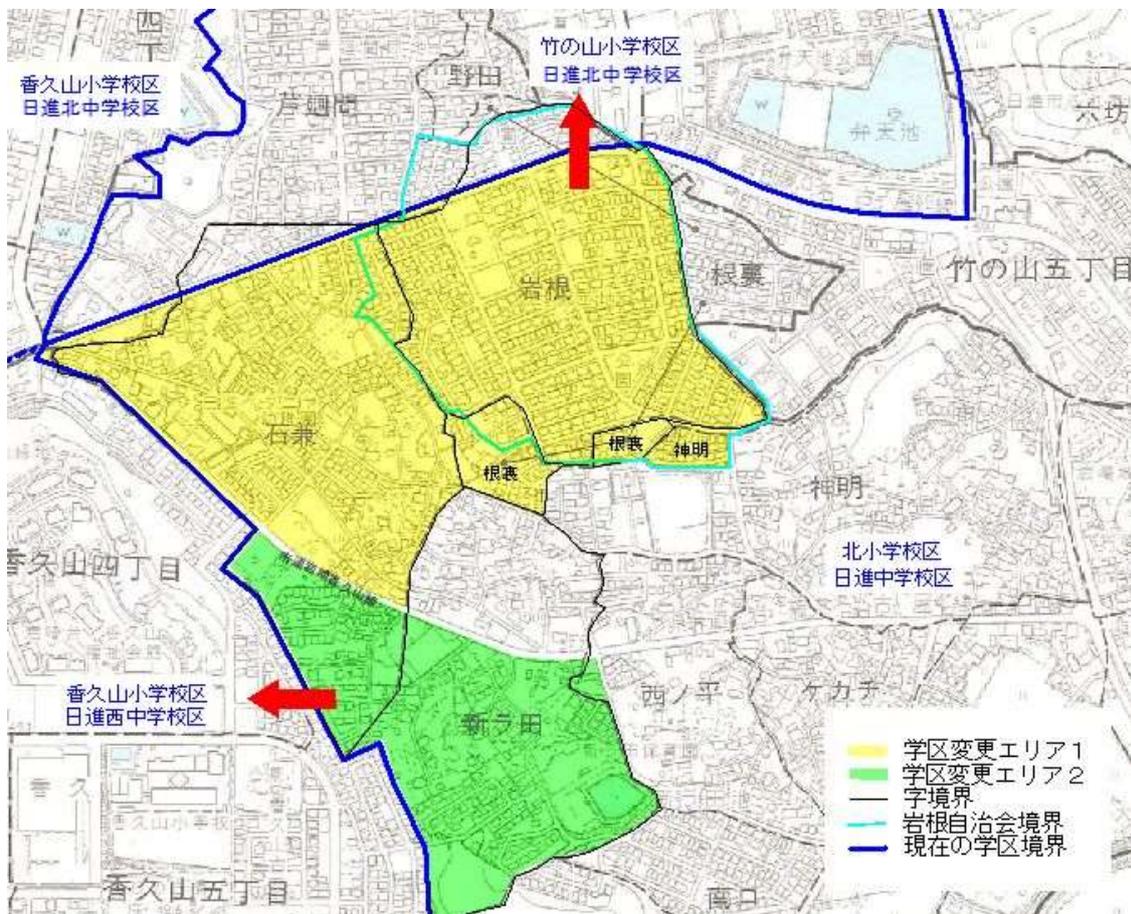
日生梅森園自治会の学区変更に当たっては、35人学級への対応により、学区変更の検討対象とした地区であるが、当該地区の関係者への説明が十分でないため、早期に周知し、理解を得た上で、学区変更を進める必要がある。

(2) 北小学校区・日進中学校区

① 学区変更対象地区

ア 北小学校区・日進中学校区から竹の山小学校区・日進北中学校区に変更する地区を岩崎町石兼、芦廻間、岩根、根裏及び神明の一部のうち市道岩崎香久山線以北の地区とする（以下、「学区変更エリア1」と言う。）。

イ 北小学校区・日進中学校区から香久山小学校区・日進西中学校区に変更する地区を石兼及び新ラ田のうち市道岩崎香久山線以南の地区並びに西ノ平49番地1及び49番地7とする（以下、「学区変更エリア2」と言う。）。



## ② 学区見直しの方針

児童生徒数が増加傾向にある中で、北小学校及び日進中学校の教室数に余裕がなく、北小学校区に隣接する竹の山小学校、香久山小学校及び日進北中学校、日進西中学校の教室数には余裕があることから、当該学区に隣接した地区において学区を変更する。

変更エリア1を竹の山小学校区・日進北中学校区へ変更するだけでは、日進中学校の教室数に余裕があるとは言い切れず、また、学区変更後の日進北中学校の教室数には余裕がない一方で、日進西中学校の教室数には余裕があることから、変更エリア2を香久山小学校区・日進西中学校区へ変更することが適切である。

なお、この学区変更により、35人学級の方針を踏まえても、対応できると見込むことができた。

## ③ 学区変更の時期及び経過措置について

### ア 学区変更の時期

関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であることから、令和5年度からとする。

### イ 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

#### 小学校

令和5年度に新5・6年生になる児童については、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。新5・6年生の兄弟が北小学校に通う場合には、弟妹も兄弟と同じ期間、北小学校に通学することができる。(ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。)

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

## 中学校

令和5年度で新2・3年生になる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。(ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。)

### ④ 学区変更に当たっての留意事項

今回の学区変更により、岩崎区に含まれる学区に香久山小学校区及び日進西中学校区が追加される。学校運営は地域コミュニティとの関りが重要な要素であり、地域コミュニティの活動についても学区と密接に関わっているため、学区変更に当たっては地域コミュニティの理解を得ていく必要がある。また、学区変更が与える児童生徒への影響を考慮して、関係児童生徒、保護者及び地域コミュニティへの丁寧な説明が必要である。

## V 意見

なお、委員会で発言された意見は、次のとおりである。

- ①西小学校の余裕教室数を鑑みると、香久山西部土地区画整理事業地内の児童生徒が西小学校に通うことは難しい。
- ②特別な支援を要する子どもが増えてきている中で、普通教室に限らず、特別支援教室についても併せて議論していく必要がある。
- ③放課後子ども教室等、授業以外の教室利用者数の推移についても併せて考える必要がある。
- ④日進市は、子どもが小学生に上がった後に転入される世帯が多くなってきていることから、東小学校学区の米野木台西エリアについても途中転入による児童生徒が増加する可能性を見込んでおく必要がある。
- ⑤児童生徒数だけでなく、教員数についても考慮し、教育の質・量ともに確保する必要がある。
- ⑥新型コロナウイルスの状況下におけるソーシャルディスタンスの確保という観点から、40人学級そのものの在り方について検討が必要である。
- ⑦岩崎区の石兼、岩根周辺の地区は、竹の山小学校建設時に議論があったが、最終的には北小学校区になったため、そのような経緯も踏まえて、竹の山小学校への学区の再編成についても考えては良いのではないか。
- ⑧北小学校区を中心とする北・東部の状況と併せ、西小学校、南小学校、赤池小学校を抱える日進中学校区、日進西中学校区といった南西部についても考える必要がある。
- ⑨南西部は学区の変更等による対応が難しいことが懸念されるため、小規模の小中併設校が必要ではないか。
- ⑩南小学校は過去から大規模校が続いているが、適正規模にする対策を取らなくて良いのか。
- ⑪南小学校の地域の状況だが、南ヶ丘では、住宅の建て替えが多くなっており、折戸町高松ではミニ開発も行われているため、日進駅西土地区画整理事業が始まることも見据えて、今後の児童数の変化に注視する必要がある。

- ⑫相野山小学校において、(仮称)日進北部土地区画整理事業地から通学するには、遠いのではないかと心配される。
- ⑬赤池小学校は学校区内にマンション建設が予定されており、いつ教室が不足するか心配な状況であるが、国道153号線の影響で、通学区域の調整が難しく、将来、危惧される状況を学区の見直しを図ることで解消することは難しいと考える。
- ⑭岩崎台の子どもは香久山小学校から中学校進学時に分断されて、北中学校へ通学することになり、心の負担が大きいという声を聞くため、学区見直しを検討する際に、そのような分断の必要が無いような方法も検討いただきたい。
- ⑮日進市で少人数学級を実現しようとした場合、今の学校施設の状況で実現可能なのか、一度確認しておいた方がよい。

## 日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿

	委嘱区分	所属等	氏 名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	吉崎 一人
2	行政区の代表者	香久山区長	横井 裕子
3	行政区の代表者	蟹甲区長	浅井 政己
4	行政区の代表者	藤島区長	山本 博樹
5	行政区の代表者	岩崎台区長	吉井 竜良
6	小中学校 P T A の代表者	相野山小学校 P T A 会長	小寺 博
7	小中学校 P T A の代表者	相野山小学校 P T A 母親代表	前田 奈七
8	小中学校 P T A の代表者	東小学校 P T A 会長	大屋 芳郎
9	小中学校 P T A の代表者	東小学校 P T A 母親代表	芦野 留美
10	小中学校長の代表者	赤池小学校長	大津 正仁
11	小中学校長の代表者	日進東中学校長	説田 正
12	公募の市民	公募委員	島村 紀代美
13	公募の市民	公募委員	基 優子

## 日進市立小中学校適正規模等検討委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	令和元年7月26日	(1) 委員の委嘱 (2) 正副委員長の選出 (3) 日進市立小中学校適正規模等検討委員会について (4) 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について (5) 市内学区児童生徒推計資料について
第2回	令和元年10月18日	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（提言案）について
一次提言	令和元年11月15日	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の見直しについて提言書提出
第3回	令和2年8月18日	児童生徒数の推計結果及び各学校の適正化の検討について
第4回	令和2年8月25日	児童生徒数の推計結果及び各学校の適正化の検討について
令和2年9月～令和3年3月		学区検討部会による学区見直しの調査検討
令和3年3月		提言書（案）作成
第5回	令和3年3月25日	(1) 学区検討部会の調査結果について (2) 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策（提言案）について
二次提言	令和3年 月 日	日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する具体的方策について提言書提出